

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設 株式会社 代表取締役社長 相川 善郎	令和6年5月29日から 令和6年6月28日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.5.29	左記業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の横浜労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで横浜簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号 興和 株式会社 代表取締役 野々村 明輝	令和6年6月11日から 令和6年7月10日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.6.11	左記業者は、二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品に係る表示について、優良誤認が認められたことにより、令和6年1月30日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 太陽有限責任監査法人 代表社員 山田 茂善	令和6年6月11日から 令和6年9月10日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.6.11	左記法人の社員は、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	愛知県名古屋市中区千代田五丁目7番5号 パークヒルズ千代田 日本ゼネラルフード 株式会社 代表取締役 杉浦 卓	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都港区芝四丁目13-3PM0田町東10F 葉隠勇進 株式会社 代表取締役 大隈 太嘉志	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
独占禁止法違反行為	東京都中央区築地五丁目5番12号 コンパスグループ・ジャパン 株式会社 代表取締役社長 石田 隆嗣	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄観光サービス 株式会社 取締役社長 岩切 道郎	令和6年6月26日から 令和6年12月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R6.6.26	左記業者は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都品川区東品川二丁目3番11号 株式会社 JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和6年6月26日から 令和6年12月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R6.6.26	左記業者は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都墨田区押上一丁目1番2号 東武トップツアーズ 株式会社 代表取締役 百木田 康二	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト 株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和6年6月26日から 令和6年9月25日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R6.6.26	左記業者は、青森市の発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 日本トータルテレマーケティング 株式会社 代表取締役 境 千春	令和6年8月30日から 令和6年9月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.8.30	左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
建設業法違反行為	静岡県焼津市本町二丁目2番1号 株式会社 橋本組 代表取締役 橋本 真典	令和6年10月8日から 令和6年11月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R6.10.8	左記業者は、受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法（以下「法」という。）第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付けで国土交通省中部地方整備局から法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	宮城県仙台市青葉区北目町1番13号 アイリスチトセ 株式会社 代表取締役社長 大山 紘平	令和6年12月10日から 令和7年1月9日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.12.10	左記業者は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったこと等により、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地 三井住友海上火災保険 株式会社 代表取締役 船曳 真一郎	令和6年12月10日から 令和7年6月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号及び第4号（独占禁止法違反行為）並びに第4条第1項及び第3項	R6.12.10	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン 株式会社 代表取締役 石川 耕治	令和6年12月10日から 令和7年6月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号及び第4号（独占禁止法違反行為）並びに第4条第1項及び第3項	R6.12.10	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
独占禁止法違反行為	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 代表取締役社長 新納 啓介	令和6年12月10日から 令和7年6月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 及び第4号（独 占禁止法違反行 為）並びに第4 条第1項及び第 3項	R6.12.10	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険 株式会社 代表取締役 城田 宏明	令和6年12月10日から 令和7年6月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 及び第4号（独 占禁止法違反行 為）並びに第4 条第1項及び第 3項	R6.12.10	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	神奈川県横浜市港南区丸山台二丁目1番1号 トレンドデザイン 株式会社 代表取締役 嶋村 秀昭	令和7年2月1日から 令和8年3月31日まで (14か月)	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又 は不誠実な行 為）並びに第4 条第4項	R7.1.31	左記業者は、松戸市内に営業所の実態がないにもかかわらず、令和6・7年度松戸市入札参加業者資格審査申請において、市内に営業所があるとの虚偽の申請を行っていた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
建設業法違反行為	東京都千代田区神田小川町一丁目1番地 キングランリニューアル 株式会社 代表取締役 堤 大輔	令和7年2月12日から 令和7年3月11日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 （建設業法違反 行為）	R7.2.12	左記業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法（以下「法」という。）施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	大阪府門真市大字門真1006番地 パナソニック 株式会社 代表取締役社長執行役員 品田 正弘	令和7年3月19日から 令和7年4月18日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又 は不誠実な行 為）	R7.3.19	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことにより、令和7年1月31日に国土交通省関東地方整備局から建設業法に基づく指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
建設業法違反行為	東京都墨田区押上一丁目1番2号 パナソニック産機システムズ 株式会社 代表取締役 右近 貞治	令和7年3月19日から 令和7年4月18日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R7.3.19	左記業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和7年1月31日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
建設業法違反行為	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号 パナソニックEWエンジニアリング 株式会社 代表取締役 藤井 和夫	令和7年3月19日から 令和7年4月18日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R7.3.19	左記業者は、実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	大阪府吹田市南金田二丁目12番1号 株式会社 ビケンテクノ 代表取締役社長 梶山 龍誠	令和7年3月26日から 令和7年4月25日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.3.26	左記業者の元使用人は、出納業務を担当していたマンション管理組合の金融機関口座から令和5年6月から同年10月にかけて修繕積立金を払い戻し、着服したとして、令和7年1月21日、業務上横領容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月14日から 令和7年8月13日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第3項	R7.5.14	当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 代表取締役 石川 耕治	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、令和6年5月30日に実施した旅行において、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスの提供を受けることをあつせんしたため、令和7年3月24日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	埼玉県北本市宮内五丁目351番地 丸和工業 株式会社 代表取締役 矢部 利人	令和7年6月9日から 令和7年7月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.6.9	当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故が発生させた。このことについて、当該業者及び当該業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
競売入札妨害又は談合	群馬県太田市飯田町1547番地0TAスクエアビル7F 関東建設工業 株式会社 代表取締役 高橋 明	令和7年7月17日から 令和8年1月16日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R7.7.17	当該業者の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を書したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
競売入札妨害又は談合	千葉県市川市鬼高四丁目3番5号 京葉ガスエナジーソリューション 株式会社 代表取締役社長 吉岡 比呂志	令和7年7月28日から 令和8年7月27日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第5号 (競売入札妨害又は談合)	R7.7.28	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
競売入札妨害又は談合	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号 株式会社 中央技術コンサルタンツ 代表取締役 甲斐 琴子	令和7年8月15日から 令和8年2月14日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害 又は談合)	R7.8.15	当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務に関する入札において、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	埼玉県戸田市笹目北町14番地19 日興サービス 株式会社 代表取締役 山口 徹	令和7年8月20日から 令和7年9月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.8.20	当該業者及び本社工場長は、労働者の安全管理等を行うべきところ必要な措置を講じず、工場内において同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が下敷きになる死亡事故の発生により、令和7年2月25日、労働安全衛生法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便 株式会社 代表取締役社長 千田 哲也	令和7年8月20日から 令和7年9月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.8.20	当該業者は、点呼業務の不備など貨物自動車運送事業法や関係法令に違反する事実が確認されたため、令和7年6月25日に国土交通省関東運輸局から同法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可取消しを受けた。また、これに伴い、同日付けで国土交通省から貨物利用運送事業法に基づく第二種貨物利用運送事業の一部停止命令を、総務省から日本郵便株式会社法に基づく監督命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号 極東開発工業 株式会社 代表取締役 布原 達也	令和7年11月27日から 令和8年2月26日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第3条第3項	R7.11.27	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年11月27日から 令和8年2月26日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第3条第3項	R7.11.27	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
独占禁止法違反行為	東京都渋谷区本町1丁目13番3号 株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役社長 横井 輝明	令和8年1月8日から 令和8年4月7日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R8.1.8	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	宮城県仙台市青葉区中央2丁目1番7号 株式会社アイリスプラザ 代表取締役 大山 晃弘	令和8年1月14日から 令和8年2月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.1.14	当該業者は、供給する日用品等に係る表示について、商品の原産国に関する不当な表示が認められたことにより、令和7年11月5日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.16	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鰯沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鰯沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号 東洋シッター（株） 代表取締役 岡田 敏夫	令和8年4月28日から 令和8年5月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.28	建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都江戸川区東葛西4丁目21番7号 共栄石油株式会社 代表取締役 西野 賀昭	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R8.5.25	軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
独占禁止法違反行為	東京都千代田区麹町五丁目1番地 日本ハイウェイ・サービス株式会社 取締役社長 舟久保 公雄	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R8.5.25	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限の禁止）を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他不正又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市中央区新都心1 1 番地2 さいたま新都心L Aタワー30F 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 知恵子	令和8年5月26日から 令和8年6月25日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第10号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.5.25	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	神奈川県川崎市幸区大宮町1 番地5 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 長堀 泉	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.6.30	当該業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目3 番1 号 日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.6.30	当該業者の元社員は、郵便物の回収業務の委託を巡り、入札で便宜を図る見返りに業者から賄賂を受け取ったとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反（加重収賄）の疑いで警視庁に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
建設業法違反行為	大阪府大阪市中央区南久宝寺町3 丁目1 番8 号 株式会社カナデビアエンジニアリング 取締役社長 森本 智	令和8年7月14日から 令和8年8月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R8.7.14	上記業者は建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和8年6月19日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都江東区新砂一丁目1 番1 号 株式会社竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟	令和8年7月14日から 令和8年8月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.7.14	上記業者社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市北区中崎一丁目2 番2 3 号 協和テクノロジーズ株式会社 代表取締役 十河 元太郎	令和8年7月30日から 令和8年8月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.7.30	上記業者社員は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

指名停止業者一覧表

※前々年度（令和6年度）からの状況を掲載していますので措置期間を確認してください。

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田錦町一丁目1番1 イオンディライト株式会社 代表取締役 宮前 吾郎	令和8年7月30日から 令和8年8月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.7.30	上記業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区広尾5丁目4番12号 東洋テクノ株式会社 代表取締役社長 渡邊 芳春	令和8年9月24日から 令和8年10月23日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.9.24	上記業者及びその社員は、北海道山越郡長万部町における北海道新幹線、中ノ沢高架橋工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年3月13日付けで八雲簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、当該業者は国土交通省加藤地方整備局長から令和8年7月24日付けで、指示処分を受けた このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都港区芝四丁目6番12号 みらい建設工業株式会社 代表取締役 石橋 宏樹	令和8年10月14日から 令和8年11月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.10.13	当該業者が構成員となっている共同企業体が受注した名古屋港管理組合発注の工事において、石材を水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかった。このことが、港則法に違反するとして、共同企業体の代表構成員及びその社員が令和8年7月17日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
その他不正又は不誠実な行為	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S Pタマビル 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 藤田 徹	令和8年10月14日から 令和8年11月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.10.13	当該業者の職員は、東京都から受注していた一時保護所委託事業において、児童と接点を持ち、一時保護委託解除後に私的な関係が生じたことにより、令和8年5月25日、不同意性交等罪の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。